セキュリネット・安心サポート約款

第１条（範囲）

セキュリネット・安心サポートサービス（以下、本サービス）は、対応対象機種に該当するサービスとなります。

第２条（サービス内容）

本サービスに含まれる内容は下記の通りとする。

１．「遠隔監視・保守」セキュリティシステムの設備が正常に動くように敏速な保守を行うことを目的に、セキュリティシステムの設備に対しセキュリティハウス監視センターにて下記事項の遠隔監視・保守を行います。

２．乙は下記信号受信し、その内セキュリティ機器の異常を認められる場合には乙の翌営業日にＦＡＸまたは電話にて甲に報告を行うものとします。

１）遠隔確認事項

① カードスイッチ（リモートスイッチ）動作確認

② 警戒中におけるセキュリティシステム機器の動作異常確認

③ 停電情報確認

④ ハードディスクレコーダー異常確認・タンパースイッチ異常確認・電池切れ異常確認

⑤ その他甲乙が必要と認めた項目

２）乙は下記内容に関して、甲からの依頼により遠隔にて実施するものとします。

① セキュリティシステム制御用カードの変更・追加・抹消

② 音声通報先変更・追加

③ メール通報先の変更・追加

④ 不具合機器の応急処置

⑤ その他甲乙が必要と認めた項目

３）甲はＩＰ回線を用意した上でサービスの提供を受けるものとします。各種信号の送信はブロードバンド接続環境がある場合にはＩＰ回線を使用し通話料は発生しません。ＩＰ回線がダウンした場合には一般公衆回線を使用しますので、通話料金はお客様負担になります。また、アナログ回線使用時には前２項の乙が実施する遠隔保守サービスはできません。